

茅野市生活環境保全条例の一部改正に伴う
第1回パブリックコメント（骨子案）にお寄せいただいたご意見と市の考え方

茅野市生活環境保全条例の一部改正に伴う第1回パブリックコメント（骨子案）を実施したところ、下記のとおり貴重なご意見をいただきました。

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

記

○パブリックコメントの実施状況

1 意見の募集期間	2 意見の提出者数と件数		3 意見の提出方法別人数				
	提出者	件数	メール	郵送	FAX	持参	計
令和3年8月24日（火） ～ 9月6日（月）	16人	38件	14人		1人	1人	16人

※同一意見提出者から複数項目にわたるご意見をいただいている場合があるため、意見提出者数と意見件数は一致しない場合があります。

いただいたご意見とそれに対する市の考え方 (※代表的な意見をまとめて回答しております。)

No.	該当する箇所等	いただいた意見の概要	市の考え
1	抑制区域の指定 (全般)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観、災害等の観点からみてソーラーの設置は問題があると思います。抑制区域を設けるという内容はとてもいいと思います。抑制区域の指定により、事業者が一步踏みとどまる壁となることを期待しています。 ・ 太陽光パネル設置により茅野市の魅力である景観や豊かな自然が損なわれようとしています。パネル設置により隣地の地価が下がるなど隣接地の所有者の財産が侵害されています。道路や周囲から見えない場所、工業地域、近隣住民の同意が得られる場所などを設置可能エリアとして、景観重視の位置づけがある場所、自然保護の位置づけがある場所、災害危険性がある場所などは設置制限エリアとする取り決めに早急につくってください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、50キロワット未満の太陽光発電設備について、地域でのトラブル等を鑑みて、地域での信頼が揺らぎつつある状況を懸念しています。その中で地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるためには、全量売電を前提とした野立て型設備ではなく、自家消費を前提とした屋根置き設備等の支援に重点化し、地域に密着した形での事業実施を求めることが重要であるとしています。また、県においては長野県ゼロカーボン戦略の中で、太陽光については屋根ソーラーの普及促進の方向性を示しています。 ・ この流れの中で、市としては、今後は野立て型設備については、これまで以上に自然環境等との調和を求めていく必要があると考えています。その手段のひとつとして、設置を控えてほしい区域として、災害防止、自然環境、生活環境及び周辺景観の保全の観点から抑制区域を指定することを考えています。 ・ また、昨年12月16日に、富士見町及び原村とともに3市町村長が「八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた共同宣言」をしました。宣言の中で、緑豊かな自然環境や優れた景観等が阻害され、また、災害の発生が危惧されるなど、地域の理解を得られない野立て型設備の設置を望まない旨を表明したところで

			す。詳細はホームページをご確認ください。 (https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/kankyo/268.html)
2	抑制区域の指定 (農用地区域及び第一種農地)	<ul style="list-style-type: none"> 茅野市は中山間部であり、元来から平地が少なく10ha以上の大規模な一団の圃場が確保し難いので、10haから重要な農地と考えて、抑制区域に指定するべきだと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 第一種農地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内となります。
3	抑制区域の指定 (景観づくり住民協定として認定した区域)	<ul style="list-style-type: none"> 抑制区域として指定できる範囲を広げてください。住民等の合意等を伴う景観づくり住民協定とまではいなくても、太陽光をつくらないように申し合わせをしている区もあります。こうした区内の取り決めなども抑制区域に加えていただきたいです。市民がもっと触れやすく、進めやすい仕組みを盛り込んでください。そして、太陽光発電施設をつくらないように活動する方々の後押しをしてください。 地域協定を結ぶにしても、簡単にできるようなシステムにしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観づくり住民協定の締結にあたっては、当該区域の地権者の意思の共有が必要であると考えます。景観づくり条例の中で手続きが規定されていますので、住民協定の締結を希望する場合は、所定の手続きに沿っていただくようご理解ください。なお、第2回パブリックコメント(素案)では、抑制区域の追加案をお示ししてありますのでご確認ください。
4	抑制区域の指定 (保育園、学校等)	<ul style="list-style-type: none"> 学校、保育園、福祉施設周辺に関しては、景観・安全に関しては心配が多いと思われるので、区域に加えてください。 小学校、保育園隣接地への太陽光発電施設の建設への規制を条例に盛り込んでください。保育・教育における周辺環境の保全是、今後の移住促進の観点からも必要と考えます。 自然に囲まれて保育や教育を望む保護者や子どもたち 	<ul style="list-style-type: none"> 国において2030年までに自治体が持つ建築物や土地の半分に太陽光パネルを設置する方針が議論されている中で、保育園や学校等公共施設の周辺について、教育施設等であることを理由にして抑制区域に指定することや近隣住民等への説明範囲の拡大を規定することは困難であると考えます。一方で、教育施設周辺での太陽光発電設備の設置が課題となっていることは承知をしています。教育施設周辺で設備を設置する際には、

		<p>のことを考えれば保育園や学校の隣などの設置は抑制すべきです。100mは離してほしいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育園、学校、病院等、教育・福祉に係る施設に近い場所の場合、教育・福祉のための施設であるため、近隣住民への説明の範囲を単純に50m以内とするのではなく、100m迄距離を延長し、利用者も該当者に加える必要があると思います。 	<p>事業者に対して周辺環境等へのより一層の配慮の取組を求めてまいります。</p>
5	抑制区域の指定 (希少動植物)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境で、周辺に動植物等希少種の存在が認められる場合、発見された場合には抑制区域に加えてください。環境審議会の検討が必要な場合には実施してください。地元住民が知らなくても専門家が知っている場合もあります。茅野市の自然を保護する必要があると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」において、動物・植物・生態系の観点からの環境配慮の進め方（影響の検討及び対策）が記載されています。希少動植物の存在が認められる場合には、同ガイドラインを参考にして事業者に自主的な環境配慮の取組を求めてまいります。詳細は環境省ホームページをご覧ください。 (https://www.env.go.jp/press/107899.html)
6	抑制区域の指定 (森林全域)	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電自体は否定しませんが、大規模に森林を伐採してまでやる必要はないのではないと思います。山を削ったり、盛土をしたりしなければ太陽光パネルは敷くことができません。山梨県では森林地域全域での太陽光設置を規制する条例がつけられました。土砂災害の危険を考えれば森林地域全域を抑制対象にすべきだと思います。 ・各地で土砂災害が多発しています。山の木を切ってまで太陽光発電をやる必要があるでしょうか。山に設置すれば土砂災害の危険はより一層高まります。自然エネルギーを増やすための太陽光はダメとは言いません 	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県の条例及び当市で発生した土石流災害等を踏まえて改めて検討した結果、森林を伐採してまでの設備の設置は防災面の観点から望ましくないと考え、新たに地域森林計画対象の民有林と国有林を抑制区域に追加する方針としました。第2回パブリックコメント（素案）をご確認ください。

		が、森林地域での設置は規制すべきだと思います。	
7	抑制区域の指定 (理念)	<p>・抑制区域の指定により、災害や自然・生活環境、景観の守る対策になるのかな、と感じつつ、特に後半の部分（自然・生活環境、景観）においては行政としての観点、各々の観点に少なからず齟齬は生じるであろうことを想像しています。</p> <p>私の身近な土地で太陽光発電の導入を考える地主さんは、先祖代々受け継いできたその土地を活用しきれなくなり、なんとかしての思いで決断されているようにも思います。</p> <p>私はこの土地に運よく土地を購入でき引越してきましたが、以前からこの土地を知っている皆さんから思うと、家が建てられたことに違和感を感じる方もいらっしゃるかもしれません。私たちが購入できた土地は、こういう活用方法だったにすぎないと思っています。どっちが良かったのか、これも各々価値観によって感じ方は違うだろうと思う中で、太陽光発電設備の設置について、ただ反対するという気持ちだけにはなれずにいます。</p> <p>今のこの時代の流れの中で、その土地を受け継いだ世代が、なんとかしてその土地を活用しようとする気持ちはわからなくありません。</p> <p>確かに、今住んでいる土地は、この土地が気に入った以上に、その周りの環境や景色もあわせて決断しまし</p>	<p>・土地の活用方法については、例えば農地への住宅の建築や太陽光発電設備の設置の是非など、さまざまな価値観や考え方がありうるものと認識しております。その中で、太陽光発電設備の設置については、事業者と近隣住民等との間でのトラブルが散見される現状があります。そうした状況を勘案するなかでこの地域の未来を考えたときに、市の基本的な考え方として、自然環境等との調和を目指すこと、そして、太陽光の設置を控えていただきたい区域を抑制区域としてお示しすることが改善策となりうるものと考えます。一方で、持続可能な農地保全は切迫した大きな課題であると認識しています。昨年12月16日に、富士見町及び原村とともに3市町村長が「八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた共同宣言」をしました。宣言の中で、八ヶ岳西麓一帯の環境、観光、農業面等での振興策について改めて協議を進めていくこととしました。詳細はホームページをご確認ください。</p> <p>https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/kankyo/268.html</p>

		<p>た。その環境が変わってしまうことは残念に思う気持ちもありますが、自身の周りの土地は、その地主さんと普段から交流し、関わりを持つことを大事にしています。</p> <p>自身でできることは実践しつつ、個人でできることは限られているので、その部分で、行政の力を借りることができればと思うばかりです。</p> <p>今回の条例改正の主旨とはそれるかもしれませんが、代々受け継いできた土地がどうしても活用できなくなったときの救済となる何かがあれば、相続する側もされる側も安心していただけるのかなと思います。</p> <p>太陽光発電の設置について、制限するのであれば、違う活用方法を提案する、または活用できる仕組みがあれば、地主さんも安心して任せられると思います。観光のまちである茅野市において、この仕組みを行政で構築してほしい、個人で管理できる土地は限られています。今後、近い未来5年度、10年後には太陽光発電にならずとも、耕作放棄地となる土地は多くでてくることを思うと、早急な仕組みづくりを切に願っています。</p>	
8	抑制区域の指定 (禁止区域)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観を担保する必要があります。抑制ではなく禁止区域にしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見をいただいたとおり、周辺景観の保全の観点を含めた抑制区域の案をお示しさせていただきました。一方で、禁止区域の設定については、憲法で規定された財産権に抵触するおそれがあります。そのため、法令の範囲内での条例制定を原則とする本市の方針にお

			いては、困難であると考えます。市が今回新たに抑制区域を明示することが抑止効果となることを望んでいます。
9	開発の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・以前、2者で半分ずつ開発し、それぞれの面積は開発に当たらない、と主張を通し事業者がいました。3,000㎡以上の面積に限らず、全ての太陽光発電設備を開発の定義に追加してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業地が近接する開発許可申請にあたっては、事業者や時期、隣接地の状況などを総合的に勘案するなかで、開発許可対象となるかを判断してまいります。
10	太陽光発電事業者の定義及び手続	<ul style="list-style-type: none"> ・「近隣住民等への説明会の開催等の手続きについて内容を修正します」とあります。具体的な修正案を事前に示してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回パブリックコメント（素案）においてお示ししてありますのでご確認ください。
11	その他（同意）	<ul style="list-style-type: none"> ・発電規模にかかわらず、野立ての場合は、少なくとも隣地所有者の同意を得ることを条件にしてください。 ・設置に関しては、近隣の説明会だけでなく隣接する土地の所有者の同意は不可欠でないかと考えます。また説明会が行われ、地元が強い反対運動をしたとしてもパネルが設置されてしまうのは、説明会そもその意味などないのではないかと感じています。 ・住民の70%以上の賛成を得ることを太陽光設置の条件にしてください。 ・近隣住民等が反対する場合に、建設を見合わせるようにしてください。 ・周辺50m以内での居住者及び地権者の2/3以上の同意がないと設置できないというような条件も付けてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民等の同意を条件にすることについては、憲法で規定された財産権に抵触するおそれがあります。そのため、法令の範囲内での条例制定を原則とする本市の方針においては、困難であると考えます。引き続き、近隣住民等への配慮として、太陽光発電事業者が早期の段階で事業計画の説明会を開催することや近隣住民等の理解を得るように努めることを求めてまいります。

1 2	<p>その他 (農地の後継者問題)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 田畑を引き継ぐ者がいない、後継者問題があると思います。地主さんからすれば、自分たちの財産を活用したい面もあるでしょう。日頃から、地元住民と新しく住み着いた住民との交流も大切だと思います。例えば、両者が田畑を維持する可能性を模索することや、近隣住民が農地を借りるなど両者が話し合う場を設ける仕組みがほしいと思います。 ・ 後継者不足に悩んでいる農家は多く、休耕地や手放すなど田畑を持て余しているのが現実です。それら農家を点で捉えるのではなく、面として捉える必要があります。例えば、今若者たちが興味を持ち始めている自然農法村みたいなコミュニケーションを造り、人口増加を図りつつ農家を支えていく。そのためには、個々でなく官民一体となって取り組む必要があると思います。 ・ 土地所有者が土地（農地）を維持できなくなった結果、いたずらに太陽光発電事業につながることもあるとすれば、むしろその事実を問題視するべきだと思います。茅野市として、自然と市民を守りながら、そうした土地はどうあるべきかを市民と一緒に議論しながら、必要な対策・支援を施していくことが真の共生社会の実現に向けて大切だろうと考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な農地保全は切迫した大きな課題であると認識しています。昨年12月16日に、富士見町及び原村とともに3市町村長が「八ヶ岳西麓の豊かな自然環境と共生する未来に向けた共同宣言」をしました。宣言の中で、八ヶ岳西麓一帯の環境、観光、農業面等での振興策について改めて協議を進めていくこととしました。詳細はホームページをご確認ください。 https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/kankyo/268.html
1 3	<p>その他 (近隣住民等への説明会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民等への説明会についてですが、事業者サイドの説明が一方的になされ、「会を開催した」ことになってしまいます。県の林地開発手続きにあるように、説明内容と、住民からの質問・意見を記入した後、区 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第36条の5において、事業者は早期の段階で近隣住民等に対する説明会を開催すること及び近隣住民等の理解を得るよう努めることが義務づけられています。早い段階で事業者が地元と接触することで、課題

		<p>長が実施内容・記録に間違いがない場合に押印する手続きを加えてください。事業者も住民も納得できた説明会であることが証明されると思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期の段階から市民を巻き込んで議論していかなければ、資料に謳われている「地域との共生」は到底果たせないと思います。共生というのはえてして面倒なものです。しかし、そうした面倒とも思えるプロセスを厭わずに、お互いに譲歩する点を探りながら、丁寧に物事を進めていく以外に「共生」があるのでしょうか。単に「ご理解ください」、「説明しました」と言うだけで終始することを説明とは呼ばないと思います。 	<p>について共有し適切な配慮がなされることが望ましいと考えます。今回、事業者が市への事前協議をする前に事業予定地に予告看板を設置する規定を新たに設けることで、初期の段階で事業計画が近隣住民等の方々に周知されることを目指します。第2回パブリックコメント（素案）をご確認ください。また、議事録への押印については、「説明会の議事録添付書類（参考様式）」において、記載内容が説明会で話し合われた内容と一致しているかについての確認印を押印する欄が設けられています。詳細はホームページをご確認ください。</p> <p>(https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/kankyo/270.html)</p>
14	その他 (説明会対象者)	<ul style="list-style-type: none"> ・抑制区域内で太陽光が設置される場合も想定されます。その際には近隣住民への説明範囲は50mではなく100mにしてほしいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・抑制区域内で設備を設置する際は近隣住民等への説明の範囲を拡大することが望ましいと考え、説明範囲を100m以内（一部は300m以内）に拡大することとしました。第2回パブリックコメント（素案）をご確認ください。
15	その他 (転売)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業者が計画地を転売されたり、連絡がつかなくなったりすることにより適切な指導・質問・依頼ができません。説明会では工事関係者でなく、責任事業者の参加を義務付け、万が一、責任者の変更の場合、行方が不明になることの無いように、事前に預託金を預かる等の方策をきめておく必要があると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例第36条の7において、太陽光発電事業者は、届出の内容を変更しようとする場合は、速やかに変更届を市長に提出することが義務づけられています。

16	その他 (地域活用要件)	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年から始まっているFITの(10kW以上50kW未満)認定の「地域活用要件」—30%以上が自家消費—が地域にとっては大変良い条件となっています。この件についても明文化した公式文書を茅野市の条例に掲載してください。 ・地域に還元されるエネルギーであることを太陽光設置の条件にしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活用要件については、国が固定価格買取制度の認定基準として規定しています。2020年度以降は認定要件とされていることから、当市でも国の方針に則り、施設基準の中に追加することとしました。第2回パブリックコメント(素案)をご確認ください。
17	その他 (関係水利権者)	<ul style="list-style-type: none"> ・開発によって災害の危険が想定されなくても、降雨時の土砂流出は下流の水田耕作者にとっては大きな問題となります。地形的に、土砂流出の影響を受ける耕作者、漁協、水産業の方も説明に参加すべき立場と考えられると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供する区域の面積の合計が3,000㎡以上の事業計画を開発の対象とすることにより、排水については条例第30条の規定が適用されることとなります。また、条例施行規則第11条第2項において、排水の放流先が用悪水路である場合は、関係水利権者の同意を得ることと規定されています。
18	その他 (悪質な事業者対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政からの指導を受け付けない事業者については、本来は撤退を願いたいところです。行政指導を受け付けない事業者に対する対策はありませんか？熱海の事例では県議・行政の指導が無視されていました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が条例に従わない場合など適正な太陽光発電設備の設置及び管理のために必要があると認めるとき、市長は「報告の徴収」「指導及び助言」「勧告」「公表」「国及び県へ報告」することができます。「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」により、事業者は条例に規定された手続き等を遵守することなしに再生可能エネルギー発電事業の認定を国から受けることができなくなり、また、認定を受けた後でも認定を取り消され得ることとされています。

19	その他 (災害時の撤去命令)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が起こった場合は速やかに撤去するように命令するなど強い行政権が発令できるようにしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が起こった場合など適正な太陽光発電設備の設置及び管理のために必要があると認めるとき、市長は「報告の徴収」「指導及び助言」「勧告」することができます。必要に応じて、これらの規定に基づいた措置を適用することを検討します。
20	その他 (土地の価値の低下)	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備の隣接する土地の価値が落ちてしまうことがもっと配慮されるべきです。住宅新築の際には、景観を損ねることのないように、建物や屋根の色味を限定する市の条例があるかと思います。景観を損ねるという点で、太陽光発電設備は居住地域に悪影響を及ぼす要因となっていると思います。 ・隣接地に太陽光が建てば農地への回帰ができなくなるだけでなく、周辺の土地の価値が下がることは周知のとおりだと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者には本条例及び市景観づくり条例等の規定により、できるだけ目立たない色彩に努めることや必要に応じ植栽により景観上有効な遮蔽措置を行うなど周辺景観の保全を求めているところです。また、周辺環境等への配慮などを踏まえて、自然環境等との調和を求めるために抑制区域の指定を計画していますのでご理解ください。なお、第2回パブリックコメント（素案）では、抑制区域の追加区域をお示ししましたのでご確認ください。
21	その他 (廃棄問題)	<ul style="list-style-type: none"> ・数十年後に出てくる廃棄の問題について、現在の太陽光オーナーが廃棄のための積立金をしているとは考えにくく、この先は空き家のように放置されてしまうことが目に見えていると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の運営に関する事項として、事業者は設備の撤去及び処分にかかる費用について、積立等による計画的な調達を行うことが規定されています。また、国において今後売電収入から廃棄等費用を源泉徴収的に差引、外部機関に積み立てることを義務づける新たな制度が適用される予定となっています。

2 2	その他 (太陽光パネル と温暖化対策)	<ul style="list-style-type: none"> ・夕立の後に太陽光パネルから大量の湯気が出ていて、山火事と見間違えました。湯気の熱は空気中に放出され温暖化の原因になると思います。そもそも太陽光パネルは温暖化対策に本当に必要なのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、国、県が主導して脱炭素社会を目指す取組の強化が自治体に求められています。主要な取組として再生可能エネルギーの推進が挙げられており、太陽光発電についてもその取組のひとつとして推進されている状況です。当市では、県が推進する屋根ソーラーの普及促進に賛同したり、抑制区域の指定を計画したりすることで自然環境等との調和を目指しています。
2 3	その他 (事前協議)	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の条例には「市長に協議しなければならない」とあるが、この事前協議がどのようなもので、どういったことが話し合われるのかを詳しく知りたいです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議の内容につきましては、太陽光発電設備設置に係る事前協議書及び事業概要書に協議事項及び添付資料等が記載されています。詳細はホームページをご確認ください。 https://www.city.chino.lg.jp/soshiki/kankyo/270.html